

Ⅱ 一般会計の状況

1 歳入の状況

(単位：百万円、%)

区分	29年度		計 ③=①+②	28年度 9月現計 ④	比較 ③/④
	現計予算 ①	9月補正額 ②			
県 税	777,635		777,635	794,288	97.9
地方譲与税	89,225		89,225	81,225	109.8
地方特例交付金	2,600		2,600	2,600	100.0
[臨時財政対策債を含む 実質的な地方交付税]	[289,000]		[289,000]	[287,000]	[100.7]
地方交付税	168,000		168,000	167,000	100.6
普通交付税	167,000		167,000	166,000	100.6
特別交付税	1,000		1,000	1,000	100.0
国庫支出金 ①	173,409	1,026	174,435	180,256	96.8
繰入金	46,443	6	46,449	41,409	112.2
繰越金 ②		6,808	6,808	1,416	480.8
諸収入 ③	223,478	1,061	224,539	223,362	100.5
県債 ④	205,462	69	205,531	186,709	110.1
建設地方債	78,462	69	78,531	66,709	117.7
臨時財政対策債等	127,000		127,000	120,000	105.8
その他	39,909	9	39,918	41,156	97.0
合 計	1,726,161	8,979	1,735,140	1,719,421	100.9

[補正額の概要]

- ①**国庫支出金**については、保育所等への賃借料支援事業を新たに計上したことや、地域医療介護総合確保基金の積み増しを行うことなどから、約10億円の増額となっています。

- ②**繰越金**については、平成28年度決算剰余金の見込みが明らかになったことに伴い、約68億円を計上しています。

- ③**諸収入**については、過年度の事業に関して、談合等に起因する損害賠償等の契約特約に基づき納付された賠償金を計上することから、約11億円の増額となっています。

- ④**県債**については、建設地方債が河川護岸の復旧工事や、漁港建設工事の実施などに伴い、約69百万円の増額となっています。

2 歳出の状況

(単位：百万円、%)

区 分	29年度			28年度 9月現計 ④	比較 ③/④
	現計予算 ①	9月補正額 ②	計 ③=①+②		
人 件 費 ①	537,318	925	538,243	575,640	93.5
物 件 費	33,049	14	33,063	32,775	100.9
社会保障費	274,822		274,822	266,794	103.0
投資的経費 ②	156,317	111	156,428	151,228	103.4
普通建設	133,156	111	133,267	127,485	104.5
補助	75,139	▲ 23	75,116	79,537	94.4
単独	58,017	134	58,151	47,948	121.3
災害	1,905		1,905	1,905	100.0
直轄	21,256		21,256	21,838	97.3
その他消費的経費 ③	490,226	1,580	491,806	468,941	104.9
補助金・負担金・交付金	246,540	519	247,059	231,753	106.6
委託料	28,765	▲ 35	28,730	27,598	104.1
貸付金	191,596		191,596	191,491	100.1
その他	23,325	1,096	24,421	18,099	134.9
公 債 費	208,357		208,357	202,429	102.9
積 立 金 ④	15,156	2,829	17,985	9,857	182.5
繰 出 金 ⑤	6,545	3,501	10,046	7,560	132.9
その他	4,371	19	4,390	4,197	104.6
合 計	1,726,161	8,979	1,735,140	1,719,421	100.9

[補正額の概要]

①**人件費**については、現在の人員構成で積算し所要額を精査したところ、約9億円の増額となりました。

②**投資的経費**については、補助事業において、公営住宅建設事業の工期の変更などにより減額となる一方、単独事業においては、河川護岸の復旧工事などにより増額となるため、全体では約1億円の増額となっています。

③**その他消費的経費**については、保育所等への賃借料支援事業や、過年度の事業に係る市町村総合事務組合への償還金（※）を計上したことなどにより、約16億円の増額となっています。

※消防救急無線整備事業償還金（17ページ参照）

県が市町村総合事務組合から受託し、県域一体で整備した消防救急無線設備について、整備を行った事業者から談合等に起因する損害賠償等の契約特約に基づき納付された賠償金を組合に償還します。

④**積立金**については、県有施設長寿命化等推進基金に21億円を、地域医療介護総合確保基金に約7億円の積立てを行うことにより増額となっています。

⑤**繰出金**については、将来の財政需要に備えて財政調整基金に35億円の積立を行うことなどにより増額となっています。